

『貿易と関税』2019年12月号掲載の《第53回通関士試験 問題と解答》【関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(第6章に係る部分に限る。)】の第3問(P.70)において、問題下の語群の⑬～⑮が欠落していました(下記赤字部分)。訂正しお詫び申し上げます。

『貿易と関税』2019年12月号 P.70

**第3問** 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、( )に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍(以下「合衆国軍隊」という。)、合衆国軍隊の公認調達機関及び軍人用販売機関等以外の者が、合衆国軍隊の( イ )輸入する物品で、当該物品がその目的のために輸入する物品であることにつき合衆国軍隊の( ロ )による証明のされたものについては、関税を( ハ )することとされている。

2 上記1の証明は、関税の( ハ )を受けようとする物品の品名、個数及び数量並びに当該物品の引渡しを受けるべき合衆国軍隊の名称及び所在地並びにその( ニ )を記載し、かつ、合衆国軍隊の( ロ )が発給した証明書をもってしなければならないこととされている。

3 上記2の証明書は、当該証明書による証明に係る物品の( ホ )に際し、税関に提出しなければならない。

(注)「軍人用販売機関等」：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第15条第1項(a)に規定する諸機関をいう。

【誤】

- |             |           |             |          |
|-------------|-----------|-------------|----------|
| ① 軽減        | ② 権限ある官憲  | ③ 私用に供するために | ④ 使用をする者 |
| ⑤ 専用に供するために | ⑥ 払戻し     | ⑦ 販売に供するために | ⑧ 販売をする者 |
| ⑨ 引取り       | ⑩ 引渡しをする者 | ⑪ 船卸し       | ⑫ 免除     |

【正】

- |             |               |               |          |
|-------------|---------------|---------------|----------|
| ① 軽減        | ② 権限ある官憲      | ③ 私用に供するために   | ④ 使用をする者 |
| ⑤ 専用に供するために | ⑥ 払戻し         | ⑦ 販売に供するために   | ⑧ 販売をする者 |
| ⑨ 引取り       | ⑩ 引渡しをする者     | ⑪ 船卸し         | ⑫ 免除     |
| ⑬ 輸入申告      | ⑭ 要請を受理した外務大臣 | ⑮ 要請を受理した財務大臣 |          |